

まん延防止等重点措置の解除における施設対応（3/22～）

※東京都による「まん延防止等重点措置期間」が3月21日をもって解除されるが、引続き、利用者等に対しては検温、手指消毒、マスクの着用、体調不良の場合の活動自粛、飲食等の制限などの感染防止対策の協力を依頼し、各施設においては共用部分の消毒、換気の確保等、感染対策を徹底する。また、各施設の収容率は、大声の有無など、実態に照らして個別具体的に判断する。

【社会教育課】

施設名称	使用又は利用の制限	対 応														
東大和市民体育館 (東大和市 Rond みんなの体育館) (団体利用)	第一体育室・第二体育室・第三体育室・保育室 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9時00分～11時30分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>11時30分～14時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>14時00分～16時30分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>16時30分～19時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>19時00分～21時30分</td> <td>可</td> </tr> </tbody> </table>	時間区分	利用	9時00分～11時30分	可	11時30分～14時00分	可	14時00分～16時30分	可	16時30分～19時00分	可	19時00分～21時30分	可			
時間区分	利用															
9時00分～11時30分	可															
11時30分～14時00分	可															
14時00分～16時30分	可															
16時30分～19時00分	可															
19時00分～21時30分	可															
東大和市民体育館 (東大和市 Rond みんなの体育館) (個人利用)	第一体育室・第二体育室・第三体育室 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9時00分～11時30分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>11時30分～14時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>14時00分～16時30分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>16時30分～19時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>19時00分～21時30分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>21時30分～23時00分 (月曜日から金曜日まで)</td> <td>可</td> </tr> </tbody> </table> トレーニング室・ランニング走路 利用可	時間区分	利用	9時00分～11時30分	可	11時30分～14時00分	可	14時00分～16時30分	可	16時30分～19時00分	可	19時00分～21時30分	可	21時30分～23時00分 (月曜日から金曜日まで)	可	
時間区分	利用															
9時00分～11時30分	可															
11時30分～14時00分	可															
14時00分～16時30分	可															
16時30分～19時00分	可															
19時00分～21時30分	可															
21時30分～23時00分 (月曜日から金曜日まで)	可															
上仲原公園野球場（陸上競技場を含む。） (東大和市 Rond 上仲原野球場)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6時00分～16時00分</td> <td>可</td> </tr> </tbody> </table>	時間区分	利用	6時00分～16時00分	可											
時間区分	利用															
6時00分～16時00分	可															
上仲原公園テニスコート (東大和市 Rond テニススクエア)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6時00分～18時00分</td> <td>可</td> </tr> </tbody> </table>	時間区分	利用	6時00分～18時00分	可											
時間区分	利用															
6時00分～18時00分	可															
郷土博物館	通常どおり															
小中学校施設（学校開放）	体育館 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>使用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8時00分～12時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>12時00分～17時00分</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>18時00分(中学校にあっては18時30分)～22時00分</td> <td>可</td> </tr> </tbody> </table> 校庭 使用可 教室 使用可	時間区分	使用	8時00分～12時00分	可	12時00分～17時00分	可	18時00分(中学校にあっては18時30分)～22時00分	可							
時間区分	使用															
8時00分～12時00分	可															
12時00分～17時00分	可															
18時00分(中学校にあっては18時30分)～22時00分	可															

【中央公民館・地域振興課】

施設名称	使用又は利用の制限	対 応		
公民館 (中央、狭山、蔵敷、南街、上北台) 地区会館 (奈良橋、上北台、向原、南街、新堀、清原) 老人福祉館 (奈良橋、上北台、向原、南街、清原) 集会所 (清水、湖畔、芋窪、桜が丘、玉川上水、仲原)	各公民館学習室等			
	時間区分		使用	
	9時00分～12時00分		可	
	13時00分～17時00分		可	
	18時00分～21時30分		可	
	各地区会館等学習室及び集会室			
	時間区分			使用
	9時00分～12時00分			可
	13時00分～17時00分			可
	18時00分～22時00分		可	

【中央図書館】

施設名称	使用又は利用の制限	対 応
図書館 (中央、桜が丘、清原)	通常どおり	

【地域振興課】

施設名称	使用又は利用の制限	対 応	
市民会館	大ホール・小ホール・リハーサル室・練習室・各会議室		
	時間区分		利用
	9時00分～12時00分		可
	13時00分～17時00分		可
	18時00分～22時00分		可